



金沢市公報

号外第20号

平成21年(2009年)6月24日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ	金沢市公民館設置条例等の一部を改正する 条例 (生涯学習課)	4
金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条 例 (税務課)	1	金沢市地区計画等の区域内における建築物 等の制限に関する条例の一部を改正する条 例 (建築指導課)	4
金沢市手数料条例の一部を改正する条例 (財政課)	3		

条 例

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年6月24日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第36号

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例(昭和25年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第30条の7第1項に次の1号を加える。

(3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項及び租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)のうち、次に掲げるもの

ア 県内に事務所を有する法人又は団体に対する寄附金(当該事務所において収納されたものに限る。)

イ 公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第2条第1項の規定により石川県知事又は石川県教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託に対して支出した金銭

第39条第4項中「同項第2号」を「同項第1号」に改める。

附則第4条の3の2中「(昭和32年法律第26号)」を削る。

附則第6条の2の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年」の次に「(次条において「居住年」という。)」を加え、同条第3項中「市民税の納税通知書が送達された後に市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかったことについて、市長においてやむを得ない理由があると認めるとき又は」を削り、同条の次に次の1条を加える。

第6条の2の2 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規

定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第30条の3及び第30条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第32条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第32条の3第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第30条の8第1項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第6条の2の2第1項」とする。

附則第7条第2項中「附則第6条の2第1項」の次に「、附則第6条の2の2第1項」を加える。

附則第8条の2を削る。

附則第19条の4第3項第2号中「、附則第6条の2第1項」の次に「、附則第6条の2の2第1項」を加え、「第30条の6第1項、第30条の7第1項前段」を「第30条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第30条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段に、「及び附則第6条の2第1項」を「、附則第6条の2第1項及び附則第6条の2の2第1項」に改める。

附則第19条の5第3項第2号中「、附則第6条の2第1項」の次に「、附則第6条の2の2第1項」を加え、「及び附則第6条の2第1項」を「、附則第6条の2第1項及び附則第6条の2の2第1項」に改める。

附則第20条第1項中「第35条第1項」の次に「、第35条の2第1項」を加え、同条第3項第2号中「、附則第6条の2第1項」の次に「、附則第6条の2の2第1項」を加え、「及び附則第6条の2第1項」を「、附則第6条の2第1項及び附則第6条の2の2第1項」に改める。

附則第20条の2第3項中「第35条」を「第35条の2」に、「第37条の9の4」を「第37条の9の5」に改める。

附則第21条第5項第2号及び附則第21条の2第2項第2号中「、附則第6条の2第1項」の次に「、附則第6条の2の2第1項」を加え、「及び附則第6条の2第1項」を「、附則第6条の2第1項及び附則第6条の2の2第1項」に改める。

附則第21条の2の2の見出し中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、同条第

1 項中「という。）」の次に「又は同条第 1 項に規定する特定保有株式（以下この項において「特定保有株式」という。）」を、「当該特定管理株式」の次に「又は特定保有株式」を加える。

附則第21条の 3 第 2 項及び第 6 項中「第37条の12の 2 第 5 項」を「第37条の12の 2 第11 項」に改める。

附則第21条の 4 第 1 項中「事業所得又は」を「事業所得、譲渡所得又は」に、「事業所得及び」を「事業所得、譲渡所得及び」に、「金額及び」を「金額、譲渡所得の金額及び」に改め、同条第 2 項第 2 号中「、附則第 6 条の 2 第 1 項」の次に「、附則第 6 条の 2 の 2 第 1 項」を加え、「及び附則第 6 条の 2 第 1 項」を「、附則第 6 条の 2 第 1 項及び附則第 6 条の 2 の 2 第 1 項」に改める。

附則第21条の 4 の 3 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号中「、附則第 6 条の 2 第 1 項」の次に「、附則第 6 条の 2 の 2 第 1 項」を加え、「及び附則第 6 条の 2 第 1 項」を「、附則第 6 条の 2 第 1 項及び附則第 6 条の 2 の 2 第 1 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成22年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第 8 条の 2 を削る改正規定 公布の日
- (2) 第30条の 7 第 1 項並びに附則第 4 条の 3 の 2、第 6 条の 2 第 3 項、第20条第 1 項及び第20条の 2 第 3 項の改正規定並びに次条の規定 平成22年 4 月 1 日
- (3) 附則第21条の 4 第 1 項の改正規定 平成23年 1 月 1 日
- (4) 第39条第 4 項の改正規定 農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 改正後の金沢市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第30条の 7 第 1 項第 3 号の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成21年 1 月 1 日以後に支出する寄附金について適用する。

2 新条例附則第 6 条の 2 第 3 項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税に係る同項に規定する市民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については、なお従前の例による。

金沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 6 月24日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第37号

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

金沢市手数料条例（平成12年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第111号の項中「第31条の 2 第 2 項第15号八」を「第31条の 2 第 2 項第14号八」に、「第62条の 3 第 4 項第15号八」を「第62条の 3 第 4 項第14号八」に改め、同表第113号の項及び第114号の項中「第31条の 2 第 2 項第16号二」を「第31条の 2 第 2 項第15号二」に、

「第62条の3第4項第16号二」を「第62条の3第4項第15号二」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市公民館設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年6月24日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第38号

金沢市公民館設置条例等の一部を改正する条例

(金沢市公民館設置条例の一部改正)

第1条 金沢市公民館設置条例(昭和24年条例第408号)の一部を次のように改正する。
別表地区公民館の表金沢市安原公民館の項を次のように改める。

金沢市安原公民館	金沢市福増町北1067番地
----------	---------------

(金沢市児童館条例の一部改正)

第2条 金沢市児童館条例(昭和39年条例第47号)の一部を次のように改正する。
第3条の表金沢市立安原児童館の項を次のように改める。

金沢市立安原児童館	金沢市福増町北1067番地
-----------	---------------

(金沢市学校設置条例の一部改正)

第3条 金沢市学校設置条例(昭和40年条例第1号)の一部を次のように改正する。
別表金沢市立安原小学校の項を次のように改める。

金沢市立安原小学校	金沢市福増町北1087番地	
-----------	---------------	--

(金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例の一部改正)

第4条 金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例(昭和54年条例第4号)の一部を次のように改正する。
第2条第2項の表金沢市安原老人憩の家の項を次のように改める。

金沢市安原老人憩の家	金沢市福増町北1067番地
------------	---------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年6月24日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第39号

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

53	サンシャイン千木地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画サンシャイン千木地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
----	--------------------	--

別表第2第4号の表一般住宅地区の項及び低層住宅地区の項を次のように改める。

一般住宅地区	用途の制限	(1) 畜舎 (2) ゴルフ練習場、バッティング練習場、自動車教習所、カラオケボックス又はガソリンスタンド (3) 法別表第2(に)項第2号に掲げる工場
	敷地面積の最低限度	200平方メートル
	壁面の位置の制限	1 建築物の壁面等から道路境界線までの距離の最低限度は、2メートルとする。 2 角地又はこれに準ずる敷地については、壁面等から短辺側前面道路の道路境界線までの距離の最低限度は、前項の規定にかかわらず、1メートルとする。 3 道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面等から道路境界線までの距離が1メートル以上であり、かつ、軒の高さが2.3メートル以下の車庫、自転車置場等については、第1項の規定は、適用しない。 4 建築物の壁面等から隣地の境界線までの距離の最低限度は、1.5メートルとする。 5 隣地の境界線に係る壁面等の後退において、当該隣地の所有者の同意がある場合は、前項の規定にかかわらず、壁面等から当該隣地の境界線までの距離の最低限度は、1メートルとする。この場合において、当該敷地の反対側における壁面後退距離（壁面等から道路境界線又は隣地の境界線までの距離をいう。以下この表において同じ。）の最低限度は、第1項又は前項の規定による距離に、当該同意に係る側における壁面後退距離が1.5メートルに不足する距離を加算した距離とする。 6 隣地の境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが2.3メートル以下の附属建築物については、前2項の規定は、適用しない。 7 建築物の壁面等から緑道の境界線までの距離の最低限度は、1メートルとする。

	高さの最高限度	12メートルとする。ただし、屋根が次の各号に該当するこ う配屋根で落雪に対する安全性の確保に留意された場合 は、14.4メートルとする。 (1) こう配は、10分の2以上とする。 (2) 水平投影面積は、最上階の床面積の3分の2以上とす る。 (3) 軒の高さは、12メートル以下とする。
	形態又は意匠の制限	屋根は、こう配屋根とする（附属建築物の屋根を除く。）。)
	垣又はさくの構造の制限	道路に面して垣又はさくを設ける場合は、次の各号に該当 するものとする。 (1) 都市計画道路及び前面道路（街区の長辺の側の前面道 路に限る。）から1メートル以内、その他の道路から 0.5メートル以内に設けないもの (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが 0.6メートル以下のものと透過性のフェンス若しくは植 栽とを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わ せたものについては、高さが1.5メートル以下のものに 限る。）又は生け垣
低層住宅 地区	用途の制限	(1) 建築物に附属する畜舎 (2) 兼用住宅（住宅で事務所、店舗その他これらに類する 用途を兼ねるものをいう。以下同じ。）。ただし、花田 地区及び若谷地区を除く。 (3) 学校、公衆浴場又は診療所
	容積率の最高限度	10分の8（群家山地区に限る。）
	建ぺい率の最高限度	10分の5（法第53条第3項第2号に規定する建築物につい ては、10分の6）とする。ただし、群家山地区に限る。
	敷地面積の最低限度	200平方メートル
	壁面の位置の制限	1 建築物の壁面等から道路境界線までの距離の最低限度 は、2メートルとする。 2 角地又はこれに準ずる敷地については、壁面等から短 辺側前面道路の道路境界線までの距離の最低限度は、前 項の規定にかかわらず、1メートルとする。 3 道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面等から 道路境界線までの距離が1メートル以上であり、かつ、 軒の高さが2.3メートル以下の車庫、自転車置場等につ いては、第1項の規定は、適用しない。 4 建築物の壁面等から隣地の境界線までの距離の最低限 度は、1.5メートルとする。

	<p>5 隣地の境界線に係る壁面等の後退において、当該隣地の所有者の同意がある場合は、前項の規定にかかわらず、壁面等から当該隣地の境界線までの距離の最低限度は、1メートルとする。この場合において、当該敷地の反対側における壁面後退距離の最低限度は、第1項又は前項の規定による距離に、当該同意に係る側における壁面後退距離が1.5メートルに不足する距離を加算した距離とする。</p> <p>6 隣地の境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが2.3メートル以下の附属建築物については、前2項の規定は、適用しない。</p> <p>7 建築物の壁面等から緑道の境界線までの距離の最低限度は、1メートルとする。</p>
形態又は意匠の制限	屋根は、こう配屋根とする（附属建築物の屋根を除く。）。
垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面して垣又はさくを設ける場合は、次の各号に該当するものとする。</p> <p>(1) 都市計画道路及び前面道路（街区の長辺の側の前面道路に限る。）から1メートル以内、その他の道路から0.5メートル以内に設けないもの</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のものと透過性のフェンス若しくは植栽とを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。）又は生け垣</p>

別表第2に次の1号を加える。

53 サンシャイン千木地区地区整備計画区域

計画地区	制 限	
一般住宅地区	用途の制限	ゴルフ練習場、バッティング練習場、ホテル、旅館又は自動車教習所
	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置の制限	<p>1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地、歩行者専用道路、水路若しくは調整池（以下この表において「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、0.8メートルとする。</p> <p>2 道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分（壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距</p>

		<p>離の最低限度に満たない距離にある建築物の部分(以下この表において同じ。)に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の独立した車庫については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>3 隣地の境界線に係る壁面等の後退において、当該隣地の所有者の同意がある建築物については、第1項の規定は、適用しない。</p> <p>4 隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の附属建築物については、第1項の規定は、適用しない。</p>
	高さの最高限度	15メートル
	垣又はさく の構造の制限	<p>道路に面して垣又はさくを設ける場合(壁面後退区域(壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。以下この表において同じ。)外に設ける場合を除く。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの(透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。)</p>
低層住宅 地区	用途の制限	<p>次に掲げるもの以外のもの</p> <p>(1) 専用住宅</p> <p>(2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供する診療所</p> <p>(3) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次に掲げる用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。)</p> <p>ア 事務所(汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。)</p> <p>イ 理髪店又は美容院を営む店舗</p> <p>ウ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する</p>

	<p>もの</p> <p>エ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>(4) 集会所</p> <p>(5) 公益上必要があると市長が認めるもの</p> <p>(6) 前各号に掲げる建築物に附属する自動車車庫及び物置その他これらに類するもので床面積の合計が50平方メートル以内のもの</p>
敷地面積の最低限度	150平方メートル
壁面の位置の制限	<p>1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度は、0.8メートルとする。</p> <p>2 道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の独立した車庫については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>3 隣地の境界線に係る壁面等の後退において、当該隣地の所有者の同意がある建築物については、第1項の規定は、適用しない。</p> <p>4 隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の附属建築物については、第1項の規定は、適用しない。</p>
高さの最高限度	10メートル
垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面して垣又はさくを設ける場合（壁面後退区域外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。）</p>

附 則

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

平成21年(2009年) 6月24日	印刷	発行人	金 沢 市
平成21年(2009年) 6月24日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
	定価 120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉銚4丁目166番地	